


(請求人による通し番号 9 - 1)

2023年8月23日更新として、上尾市HPに次の文書が掲載されています。

この文書(以下、「いじめ問題公表文書」)について、後述の(1)～(9)についての情報の開示を求めます。なお、仮に文書・資料等が無い場合においても、「**上尾市情報公開条例第26条**」による積極的な情報の提供をお願いいたします。

## 上尾市いじめ問題調査委員会の調査報告書の公表について

 [印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2023年8月23日更新 ページID：0349657

### 上尾市いじめ問題調査委員会の調査報告書の公表について

#### 概要

上尾市教育委員会では、令和4年度に市内中学校で発生した、いじめ重大事態について、弁護士、医師、大学教授らから構成される「上尾市いじめ問題調査委員会」を発足させ、教育委員会が調査の主体となって調査を行ってきました。その調査結果をまとめた、いじめ重大事態の調査報告書を、被害側保護者の意向を受け、公表いたします。

#### 1 経緯

該当中学校では、令和4年5月にいじめを認知し、解消に向けて対応してきました。

しかし、このいじめが原因で当該生徒は、学校に登校することができなくなったため、令和4年7月からいじめ重大事態として対応してきました。

本事案は、調査の主体を学校として調査を進めてきましたが、令和4年11月7日を境に調査の主体を教育委員会に移し、調査を進めてきました。なお、当該生徒は、いじめが原因で、相当の期間、学校に登校することができなくなったことから、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ重大事態として対応してきました。

#### 2 対応

「上尾市いじめ問題調査委員会」からの提言内容を具体的に組み込んでまいります。

また、各学校におけるいじめの調査が円滑に進められるように、教育委員会からの支援を充実させ、被害児童生徒および保護者に寄り添いながら対応してまいります。

#### 3 再発防止策

各学校および教育委員会で取り組んでいるいじめ未然防止のための取組を継続して実施するとともに、新たに作成する「いじめ重大事態対応マニュアル」を活用しながら、いじめおよびいじめ重大事態の解消に向けて取り組んでまいります。

#### 4 教育委員会からのコメント

このたびは、本いじめ事案により、当該生徒様および保護者様を深く傷つけてしまったこと、深くお詫び申し上げます。今後、このような事案が二度と起きないように、各学校で定めている「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ解消に向けて取り組んでまいります。そして、各学校および教育委員会が取り組んでいるいじめの未然防止の取組をより一層充実させてまいります。

- (1) この「いじめ問題公表文書」をHPに掲載するにあたっての決裁文書。
- (2) HPでの公表前に、この「いじめ問題公表文書」を被害者側に見せ、了解を得たことが判別できる文書・資料等。
- (3) 「いじめ問題公表文書」の「経緯」の中で「該当中学校では、令和4年5月にいじめを認知し、解消に向けて対応してきました」とありますが、この「対応」の中身が判別できる文書・資料等。
- (4) 上尾市いじめ問題調査委員会の『調査報告書』には、「学校側の対応」について、以下の趣旨の記述（※要約）があります（日付はいずれも2022(令和4)年）。

\*6月6日に「いじめ行為」が中学校の「生徒指導委員会」で報告され、学校側に正式に認知されるが、本件いじめ行為だけを単独で取り扱う「いじめ問題対策支援チーム」の緊急会議が開催されることは無く、その後も、「いじめ問題対策支援チーム」の会議が開催されることはなかった。

\*7月1日に被害生徒の両親、加害生徒本人、加害生徒の両親と関係教職員が集まり、加害生徒がいじめ行為をしたことを認め、被害生徒の両親に謝罪したことをもって、管理職は本件いじめ行為の内容についての調査は完了したものと認識し、その後、本件いじめ行為の内容に関する調査は行っていない。

\*××中学校の管理職は、本件いじめ行為が犯罪に該当するものとの認識に至りながらも、また、7月8日には上尾市教育センターから被害者側が警察に被害届を出そうと考えている旨の連絡を受けたにもかかわらず、速やかに警察に通報するという対応をとることはなかった。

\*××中学校の管理職は、本件いじめ行為をいじめ重大事態として対応することを決定したが、その際、「上尾市立××中学校いじめ調査委員会」を開催した事実はない。また、管理職以外の同委員会のメンバーが本件いじめ行為がいじめ重大事態と認定されたことを知ったのは、8月29日開催の生徒指導委員会においてであった。

\*夏休み前の最後の生徒指導委員会は7月4日に開催されたが、その後本件いじめ行為について議論されたのは、夏休み明けの最初の生徒指導委員会が開催された8月29日においてであった。

\*校長名による「上尾市立中学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」が被害生徒保護者に提示されたが、この報告書作成にあたって「上尾市立中学校いじめ調査委員会」を開催して内容を議論したことはなく、管理職以外のメンバーに内容の確認もしていない。しかも、教育長宛になっているにもかかわらず、提出されていない。

\*加害生徒は7月16日から登校を自粛していたが、10月14日から登校を再開することになった。このことを契機に、被害生徒は10月11日から卒業まで全く登校できなくなった。

『調査報告書』におけるこれらの記述から、学校側による不適切な「対応」が、いじめ被害生徒が学校に来られなくなった要因であることは明白です。それにもかかわらず、「いじめ問題公表文書」にはそうしたことが全く触れられていません。その理由が判別できる文書・資料等。

(5) 「いじめ問題公表文書」中、「2 対応」では、「《「上尾市いじめ問題調査委員会」からの提言内容を具体的に取り組んでまいります》とあります。そこで、ここで述べられている「提言内容を具体的に取り組んでまいります」の中身が判別できる文書・資料等。

(6) 「いじめ問題公表文書」中、「3 再発防止策」に書かれている《新たに作成する「いじめ重大事態対応マニュアル」》が市民に示される日時が判別できる文書・資料等。

(7) 「いじめ問題公表文書」中、「4 教育委員会からのコメント」について、ここで言う「教育委員会」とは、HPで謳われている「教育長と5人の委員」のことであるのか、あるいは、上尾市教育委員会事務局のことであるのかが判別できる文書・資料等。

(8) 「いじめ問題公表文書」中、「4 教育委員会からのコメント」を公表するにあたり、どのような会議・打ち合わせの類をおこなったのか、その日程（日付や所要時間等）、出席者（教育長や教育委員が同席したのか）について判別できる文書・資料等。

(9) 請求人は、上尾市内の教職員の中には、「いじめ問題公表文書」や新聞報道等に接していないことから、今回のいじめ問題を全く知らない教職員もいるのではないかと危惧しています。

そこで、市内小中学校に勤務する教職員に対して、上尾市教育委員会として今回のいじめ問題について周知をしたこと（あるいは周知する予定であること）が判別できる文書・資料等。